

中小企業信用保険法 第2条第6項（新型コロナウイルス関連）
認定条件・必要書類等について

【対象中小企業者】

- ・営業実態のある事業所が国東市であること

（業歴1年1ヶ月以上の方）

【申請書：様式第6項関係様式①】

- ・最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

（業歴3か月以上1年1ヶ月未満の方）※次のいずれかの要件を満たすもの

【申請書：様式第6項関係様式②】

- ・直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、15%以上減少することが見込まれること。

【申請書：様式第6項関係様式③】

- ・直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して15%以上減少することが見込まれること。

【申請書：様式第6項関係様式④】

- ・直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して15%以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

- 1 認定申請書
- 2 各申請書の記入した売上高を確認できる資料
（月別試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書、決算書等）
- 3 委任状（金融機関等による代理申請により提出する場合）

【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 書類の不足、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。

【認定窓口・お問い合わせ先】 国東市役所 活力創生課 商工労政係
〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地 国東市役所本庁2F
電話番号：0978-72-5183 FAX：0978-72-5182